

証券コード：8715
平成29年6月9日

株主各位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
アニコム ホールディングス株式会社
代表取締役社長 小森伸昭

第17回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	平成29年6月27日（火曜日）午後2時
2. 場 所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階 ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項 報告事項	1. 平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 第2号議案 第3号議案	剩余金の処分の件 取締役6名選任の件 監査役2名選任の件

以上

- ~~~~~
◎当社ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ (<http://www.anicom.co.jp/>) にその内容を掲載いたします。

《添付書類》

平成28年度（平成28年4月1日から）事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の不確実性の高まりがあるなか、日銀による金融緩和政策の継続や政府の景気対策等の効果もあって、個人消費の回復には力強さが欠けるものの、雇用・所得環境の改善や輸出、生産の持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな景気回復基調で推移しました。

このようななか、当社グループの中核子会社であるアニコム損害保険株式会社（以下、「アニコム損保」）では、重点施策と位置付けている「ペット保険の健全な成長」に向け精力的な営業活動に注力しており、保有契約数は635,670件（前連結会計年度末から49,708件の増加・同8.5%増）と、順調に増加しております。2016年11月には保険の引受動物を8種類追加（合計13動物種）し、これらの契約件数も順調に伸ばしております。また、E/I損害率^{注1)}は58.9%となり、引き続き改善が進みました（前年同期比で1.2pt改善）。一方、既経過保険料ベース事業費率^{注2)}は、規模の経済効果に加え経費管理の徹底、システムを中心とした業務改善等を行っているものの、本社移転及び予防に向けた投資等により32.1%と前年同期比で1.0pt上昇いたしました。この結果、両者を合算したコンバインド・レシオ（既経過保険料ベース）は前年同期比で0.2pt改善し91.0%となり、成長に向けた投資継続フェーズにおいても、利益構造の改善が進みました。

もうひとつの重点施策である「予防による新たな価値提供」に関しては、「どうぶつと飼い主の健康寿命延伸」を目指し、これまで当社グループに蓄積された保険金請求データやカルテデータ等を科学的・疫学的に分析することで、どうぶつの疾病に関する予後改善、再発防止、未然防止に役立つ施策を展開すべく、グループ全体で多角的な研究と新規事業開発を積極的に行ってきました。あわせて、設備投資の強化と専門的な人材を幅広く獲得することで、体制整備が着実に進みました。

以上の結果、当社グループにおける連結成績は次のとおりとなりました。

保険引受収益28,068百万円（前連結会計年度比10.6%増）、資産運用収益504百万円（同26.8%減）などを合計した経常収益は28,978百万円（同9.3%

増)となりました。一方、保険引受費用18,967百万円（同9.0%増）、営業費及び一般管理費7,273百万円（同8.6%増）などを合計した経常費用は26,606百万円（同9.1%増）となりました。その結果、経常利益は2,372百万円（同11.4%増）となりました。また、「どうぶつと飼い主の健康寿命延伸」に向けたイベントとして取り組んでおりましたアニコパーク西新宿が終了したことを含め、減損損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,558百万円（同11.4%増）となりました。

注1) E/I損害率：発生ベースでの損害率。

（正味支払保険金+支払備金増減額+損害調査費）÷既経過保険料にて算出。

注2) 既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの保険料（既経過保険料）に対する発生ベースの事業費率。損保事業費÷既経過保険料にて算出。

(対処すべき課題)

現代社会において、わたしたち人間とともに暮らすどうぶつは「家族の一員」であることはもちろん、隣に寄り添うだけで心の豊かさをもたらし、明日への大きな活力を与えてくれる存在となっています。それはまさに、わたしたち人間にとて「心の発電所」とも言える存在です。

当社グループでは、そのような家族であり心の発電所でもあるどうぶつがケガや病気をせず、長く健康に幸せに暮らせる社会を創り上げることは、わたしたち人間に長く活力を与え、社会の発展に貢献するものであると捉え、すべての命の幸せを追求してまいります。

そのためにも、単なる保険会社グループではなく「ペットの生涯すべてと接するインフラプレーヤー」となることで、どうぶつ業界における川上から川下までを発展的に繋ぐよう今後とも取り組んでまいる所存です。その実現のために対処すべき課題としては、以下を認識しております。

①ペット保険の収益力向上

アニコム損保におけるペット保険の保有契約件数は63万件を超えておりますが、当社のみならずペット保険自体の普及率は必ずしも高いとは言えず、成長途上の市場であると認識しております。また、ペットの飼育頭数が遞減する中、ペット保険市場は厳しい競争環境となっており、今後も更なる競争が続くことが予想されます。

今後、どうぶつの健康保険制度として社会に広く認知・活用されるよう、魅力ある保険を提供し続けるとともに、他社の保険商品との優位性を打ち出していくことが急務であると考えております。そのため、これまで最重要ターゲットとしてきたペットショップチャネルにおける契約獲得に並行し、すでに日本で飼育されている約2,000万頭のペットをターゲットとした一般チャネルにおけるWEB等の直販チャネルの拡大や、ペットショップ以外のチャネルの開拓といった規模拡大に向けた方針に舵を切りります。

また、保険金の適正化や生活習慣に関する予防の取組みを拡充することで、中期的には50～60%前後での適切な損害率コントロールを図っていきます。

②予防に向けた取り組み強化

当社の創業からの想いである「予防型保険会社」の実現に向け、これまでも数多くの取り組みを行ってまいりましたが、これまでに投資を進めてきた人材・設備・データを活用し、1つでも多くの傷病を1秒でも早くなくすことができるよう、取り組んでまいります。特に、遺伝病撲滅に向けた活動を本格化させることで、疾病関連遺伝子の解析等の検査事業の展開や遺伝病フリーに向けたブリーディング支援を行うとともに、共生細菌をキーにした発症予防等の研究を継続し、事業化を目指します。

さらに、アニコム パフェ株式会社の「アニコムレセプター」を通じた診療データや、アニコム損保における保険金請求データなどのビッグデータを活用し、次世代予防法の確立を目指すとともに、保険金の削減に繋げていきます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当期)
経常収益	百万円 18,366	百万円 22,638	百万円 26,506	百万円 28,978
経常利益	733	1,250	2,129	2,372
親会社株主に帰属する当期純利益	447	829	1,399	1,558
包括利益	380	885	1,277	1,580
純資産額	8,248	9,270	10,699	12,281
総資産	18,634	22,337	25,192	28,123

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当期)
売上高	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 —
営業収益	503	535	1,555	1,744
受取配当金	—	—	600	600
保険業を営む子会社等	—	—	600	600
その他の子会社等	—	—	—	—
当期純利益	61	10	647	137
1株当たり当期純利益	3円 58銭	0円 60銭	36円 20銭	7円 69銭
総資産	百万円 8,493	百万円 8,932	百万円 10,048	百万円 10,313
保険業を営む子会社等株式等	7,214	7,214	7,214	7,214
その他の子会社等株式等	310	453	1,293	1,019

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況（平成29年3月31日現在）

① 当社

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都新宿区	平成12年7月5日

(注) 会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

② 子会社等

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
アニコム損害保険株式会社	本社	東京都新宿区	平成18年1月26日
アニコム パフェ株式会社	本社	東京都新宿区	平成16年12月24日
アニコム フロンティア株式会社	本社	東京都新宿区	平成17年2月25日
アニコム先進医療研究所株式会社	本社	東京都新宿区	平成26年1月24日
アニコム キャピタル株式会社	本社	東京都新宿区	平成27年7月7日

(注) いずれの子会社も、会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)
使用者	393名	440名	47名

- (注) 1. 使用人は就業人員（当社グループ外からの出向者を含む）であり、兼務役員、休職者、当社グループ外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。
2. 当社グループにおいては、損害保険事業の経常収益、経常利益及び資産の金額が、全セグメントのそれぞれの合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業セグメント別情報の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
使用者	24名	22名	△2	39.1歳	4.8年	553千円

- (注) 1. 使用人は就業人員（社外からの出向者を含む）であり、兼務役員、休職者、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位を切り捨てて小数第1位まで表示しております。
3. 平均勤続年数は当社グループにおける在籍期間を通算しております。
4. 平均給与月額は基準外給与を含んでおります。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

② 子会社等の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

調達金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(7) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

設備投資の総額	941百万円
---------	--------

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況（平成29年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社等の状況

会 社 名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
アニコム損害保険株式会社	東京都新宿区	ペット保険事業	平成18年1月26日	5,050百万円	100%	—
アニコム パフェ株式会社	東京都新宿区	動物病院支援事業	平成16年12月24日	380百万円	100%	—
アニコム フロンティア株式会社	東京都新宿区	保険代理店業及び職業紹介サービス業	平成17年2月25日	30百万円	100%	—
アニコム先進医療研究所株式会社	東京都新宿区	家庭どうぶつの特定疾病に関する基礎研究及び臨床	平成26年1月24日	300百万円	100%	—
アニコム キャピタル株式会社	東京都新宿区	ベンチャーキャピタル事業	平成27年7月7日	50百万円	100%	—

(9) 企業集団の重要な事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況（平成29年3月31日現在）

氏 名	地位 及び 担当	重 要 な 兼 職	その他の
小森伸昭	代表取締役 担当: 総括、内部監査室	アニコム損害保険株式会社 代表取締役会長 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役 株式会社AHB 取締役	—
百瀬由美子	常務取締役 担当: 人事管理部、コンプライアンス、リスク管理部	アニコム損害保険株式会社 専務取締役	—
平井聰	取締役 担当: 財務経理部	アニコム損害保険株式会社 常務取締役 アニコム フロンティア株式会社 取締役 アニコム パフェ株式会社 取締役	—
亀井達彦	取締役 担当: 経営企画部、健康寿命延伸部	アニコム フロンティア株式会社 取締役 セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 取締役	—
小林英三	取締役 (社外取締役)	日本証券金融株式会社 代表取締役	—
川西良治	取締役 (社外取締役)	株式会社リックコーポレーション 取締役会長	—
石橋徹	取締役	H2bank株式会社 代表取締役 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役	—
猪俣吉彦	監査役 (社外監査役)	アニコム パフェ株式会社 監査役 アニコム フロンティア株式会社 監査役 アニコム先進医療研究所株式会社 監査役	—
岩本康一郎	監査役 (社外監査役)	ライツ法律特許事務所 パートナー弁護士 アニコム キャピタル株式会社 監査役	—
岡部紳一	監査役 (社外監査役)	アニコム損害保険株式会社 監査役(社外監査役)	平成28年6月24日任期満了
須田邦之	監査役 (社外監査役)	—	—
須田一夫	常勤監査役	セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 監査役	—

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 当社は、取締役小林英三氏及び川西良治氏並びに監査役猪俣吉彦氏、岩本康一郎氏及び須田邦之氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 平成28年6月24日開催の第16回定時株主総会において、平井聰氏及び亀井達彦氏が取締役に選任されそれぞれ就任いたしました。
 - (2) 平成28年6月24日開催の第16回定時株主総会の終結の時をもって、取締役須田一夫氏は任期満了により退任いたしました。
 - (3) 平成28年6月24日開催の第16回定時株主総会において、須田一夫氏が監査役に選任され就任いたしました。
 - (4) 平成28年6月24日開催の第16回定時株主総会の終結の時をもって、監査役岡部紳一氏は任期満了により退任いたしました。
4. 監査役須田邦之氏は、損害保険会社での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役	8名	142百万円	300百万円
監査役	5名	30百万円	100百万円

- (注) 1. 支給人数には、平成28年6月24日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名が含まれております。
2. 取締役のうち3名は子会社であるアニコム損害保険株式会社の業務執行取締役を兼務しております。これらの取締役に対しては上記とは別に当該子会社から合計65百万円の報酬が支払われております。
3. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての給与その他の職務遂行の対価13百万円を含みません。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
小林英三 (社外取締役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
川西良治 (社外取締役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
猪 俣 吉 彦 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
岩 本 康 一 郎 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
須 田 邦 之 (社 外 監 査 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
小 林 英 三 (社 外 取 締 役)	日本証券金融株式会社 代表取締役
川 西 良 治 (社 外 取 締 役)	株式会社リックコーポレーション 取締役会長
猪 俣 吉 彦 (社 外 監 査 役)	アニコム パフェ株式会社 監査役 アニコム フロンティア株式会社 監査役 アニコム先進医療研究所株式会社 監査役
岩 本 康 一 郎 (社 外 監 査 役)	ライツ法律特許事務所 パートナー弁護士 アニコム キャピタル株式会社 監査役
須 田 邦 之 (社 外 監 査 役)	—

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. アニコム パフェ株式会社、アニコム フロンティア株式会社、アニコム先進医療研究所株式会社及びアニコム キャピタル株式会社は、当社の完全子会社であります。
3. 日本証券金融株式会社、株式会社リックコーポレーション及びライツ法律特許事務所との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取 締 役 会 等 に お け る 發 言 そ の 他 の 活 動 状 況
小 林 英 三 (社 外 取 締 役)	3年 9ヶ月	当年度に開催した22回の取締役会のうち、15回に出席しました。	日本証券金融株式会社の代表取締役として直接企業経営に関与されている経験や、日本銀行の局長及び理事を歴任された経験により培われた専門家としての見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
川 西 良 治 (社 外 取 締 役)	1年 9ヶ月	当年度に開催した22回の取締役会のうち、10回に出席しました。	株式会社リックコーポレーションの取締役会長として直接会社経営に関与していることにより培われた企業経営に関する専門家としての見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
猪俣吉彦 (社外監査役)	12年	当年度に開催した22回の取締役会の全てに、また23回の監査役会の全てに出席しました。	長年の損害保険会社勤務及び企業経営を通じて培われた損害保険事業の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べています。
岩本康一郎 (社外監査役)	8年 7ヶ月	当年度に開催した22回の取締役会の全てに、また23回の監査役会の全てに出席しました。	弁護士として法律に関する専門家の見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べています。
須田邦之 (社外監査役)	1年 9ヶ月	当年度に開催した22回の取締役会の全てに、また23回の監査役会の全てに出席しました。	長年の損害保険会社勤務及び財務・会計に関する専門的な知識・経験に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べています。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人員	保険持株会社から 受けている報酬等	保険持株会社の親会社等 から受けている報酬等
報酬等合計	6名	26百万円	9百万円

(注) 社外役員に対する報酬等の支給対象者は、取締役2名、監査役4名であります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数（平成29年3月31日現在）

発行可能株式総数	普通株式	48,000,000株
発行済株式の総数	普通株式	17,945,600株

(2) 当年度末株主数

普通株式	4,876名
------	--------

(3) 大株主（平成29年3月31日現在）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,390	13.3
KOMORIアセットマネジメント株式会社	1,220	6.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,089	6.1
ソニー損害保険株式会社	871	4.9
CBC株式会社	552	3.1
小森伸昭	464	2.6
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	460	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	425	2.4
MSIP CLIENT SECURITIES	341	1.9
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	302	1.7

(注) 持株比率は、自己株式(610株)を控除して計算しております。

5. 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要				新株予約権等を有する者数
	回次 (行使価額)	行使期間	個数	株数	
取締役 (社外役員を除く)	第4回 新株予約権 (1,000円)	平成22年9月1日から 平成30年8月30日まで	45個	36,000株	3名
取締役 (社外役員を除く)	第5回 新株予約権 (3,392円)	平成29年9月1日から 平成32年8月31日まで	60個	6,000株	2名
監査役	第5回 新株予約権 (3,392円)	平成29年9月1日から 平成32年8月31日まで	20個	2,000株	1名

(注) 第4回新株予約権における株数は付与後に実施された株式分割を考慮した上での株式数であります。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等 該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 白倉 健司 指定有限責任社員 石井 広幸	22百万円	-

(注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は29百万円です。
 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」については、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人の能力・体制、監査遂行状況とその結果、又は独立性等について、監査役会の定める評価基準に従って総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合、その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

- ・新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・3か月の新規契約の締結に関する業務停止

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明

- ・監査法人の運営が著しく不当

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制

① 当社は、グループの取締役及び使用人（以下、役職員と言う）が遵守すべき基準として「グループ倫理規範」を定め、日常活動における判断・行動に際しては、コンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。

② 当社は、グループの法令等遵守の徹底を図るため、「グループコンプライアンス基本方針」、「グループコンプライアンス・マニュアル」等を制定し、以下のとおり、事業活動においてコンプライアンスを基本とする姿勢をグループの全役職員に対して周知徹底するとともに、体制の強化に努める。

(a) 当社は、定期的に開催する「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」において「グループコンプライアンス基本方針」の遵守状況等を把握・チェックし、その結果を取締役会に報告する。また、「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。

- (b) 当社は、グループの役職員がコンプライアンス上の疑義を発見した場合には、職制を通じた報告ルート以外に、グループ社内外のホットライン（内部通報制度）を活用できる体制を整備する。また、ホットラインを利用して相談等を行ったことを理由に、相談者に対して報復行為や人事処理上の不利な取扱いなど、一切の不利益な取扱いを行わない。
- ③ 当社は、「グループ顧客保護等管理方針」を定め、お客様の資産や情報及び正当な権利を保護する体制を整備する。
- ④ 当社は、「グループ情報セキュリティ管理基本方針」を定め、情報資産の保護・管理を徹底する情報セキュリティ管理体制を整備する。
- ⑤ 当社は、グループの「反社会的勢力対応の基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断する姿勢を明確にするとともに、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するための対応態勢を整備する。
- ⑥ 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置し、「グループ内部監査基本方針」を定め、当社及びグループ各社における内部管理態勢の適切性、有効性を監査する体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「グループ情報セキュリティ管理基本方針」及び「文書管理規程」の中で、取締役の職務執行に係る情報をはじめ各種の情報、文書、議事録等の取扱いルールを定め、これらを適切に保存・管理する体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、グループの事業運営上のリスク管理について、「グループERM基本方針」、「グループリスク管理基本方針」及び「グループ統合的リスク管理基本方針」を定め、以下のとおりリスク管理態勢を整備する。
- (a) リスク管理の統括部署を設置する。
- (b) 定期的に開催する「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役会に報告する。
- (c) リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
- ② 当社は、「グループ危機管理方針」を定め、平時より危機管理に係る予防措置を講じるとともに、緊急事態に際してグループ各社が被る損害を極小化し、迅速に通常業務へ復旧するための危機管理体制を整備する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、「取締役会規則」及び「職務責任権限規程」を定め、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲等を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備する。
 - ② 取締役会は、グループ中期経営計画及び年度計画を策定し、取締役は達成状況の確認を通じて所管業務の執行につき多面的な分析・施策の検討を行い、取締役会等に報告する。
 - ③ 取締役による経営会議を設置し、グループ経営に係る意思決定に関する協議の充実と業務執行の効率化を図るほか、グループ各社の常勤取締役及び執行役員から業務報告を求める。
- (5) 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価に関する基本的事項を定めた「グループ内部統制基本方針」に基づき、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、直接出資するグループ子会社との間で経営管理契約を締結し、同契約に基づき経営管理を行う。
 - ② 当社は、グループ子会社に対して、当社が策定するグループの基本方針等の遵守を求めるとともに、グループ子会社の特定事項について、当社の承認事項又は報告事項とするなど、経営管理体制を整備する。
 - ③ 当社は、グループ全体の経営管理の実施及び業務の適正を確保するため、グループ内取引・業務提携の管理に関する「グループ会社経営管理基本方針」を定め、同基本方針に基づきグループ子会社の経営管理を実施する。
- (7) 監査役監査に関する体制
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役の監査業務を補助する専任の使用人（以下、補助使用人という）を配置するとともに、監査役会の運営に関する事務業務を担う監査役会事務局を設置する。
- ② 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 「監査役会規則」に基づき、補助使用人の人事異動、考課、賞罰等については常勤監査役の同意を得ることとする。また補助使用人は、その職務の執行に関して、監査役の指揮命令のみに服することとする。

- ③ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項
 - (a) 取締役会等において、取締役からの業務の執行状況について報告を受け、また監査役から取締役への意見開示が適時行われる体制とする。また、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
 - (b) 監査役は、内部監査結果及びコンプライアンスやリスク管理をはじめとする重要事項については、内部監査室、コンプライアンス・リスク管理部、経営企画部等から、日常的・継続的に報告を求めることがある。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 子会社を含む、各部署の責任者あるいは担当者は、監査役の求めに応じて業務執行に関する報告を行う。
 - (b) 監査役は、子会社監査役に対して子会社に関する重要事項の報告を求めるなど、子会社監査役との連携を密にし、効率的な監査を行う。
 - (c) 監査役の職務の執行に係る費用については、必要でないと認められる場合を除き、請求を受けた際には速やかに処理を行う。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備及び運用状況を継続的に確認しております、必要に応じ社内諸規則、業務フロー等の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を高めるよう努めております。

また、内部監査室は独立かつ客観的な立場から、ガバナンスプロセス、コンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性及び有効性の検証を行っております。常勤監査役については、監査役監査のほか、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視をしております。

9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度の末における特定完全子会社状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アニコム損害保険株式会社
特定完全子会社の住所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー39階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	7,214百万円
当社の総資産額	10,313百万円

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、株主に対する利益還元が経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務基盤の安定化、事業の拡充、業績等を勘案しながら、利益配分を行っていくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営基盤の安定に資する一方、今後の更なる業績の向上と事業展開に有効に活用してまいりたいと考えております。

そのようななか、今後の健康寿命延伸に向けた投資枠を一定程度確保するとともに、財務基盤の安定化も見据えながら、重要なステークホルダーである株主への利益還元を考量した結果、昨年同様1株につき5円00銭の株主配当を行うことを予定しております。

なお、次期以降の配当につきましても、引き続き中長期の事業計画等とのバランスを考慮したうえで配当額を決定する方針であり、現時点での配当額は未定であります。

平成28年度（平成29年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	15,242	保険契約準備金	12,993
有価証券	5,914	支払備金	1,739
貸付金	294	責任準備金	11,253
有形固定資産	1,432	その他の負債	2,635
土地	508	未払法人税	463
建物	433	未払金	856
リース資産	6	仮受金	1,172
その他の有形固定資産	484	その他の負債	143
無形固定資産	904	賞与引当金	172
ソフトウエア	642	特別法上の準備金	41
ソフトウエア仮勘定	195	価格変動準備金	41
のれん	66	負債の部合計	15,842
その他資産	3,876	(純資産の部)	
未収資金	1,388	株主資本	12,233
未収保険料	260	資本金	4,402
仮払金	1,771	資本剰余金	4,292
その他の資産	455	利益剰余金	3,539
繰延税金資産	597	自己株式	△0
貸倒引当金	△140	その他の包括利益累計額	△100
		その他有価証券評価差額金	△100
		新株予約権	148
		純資産の部合計	12,281
資産の部合計	28,123	負債及び純資産の部合計	28,123

平成28年度 (平成28年4月1日から) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目							金額
経常	保正資利有そその他	常味産価の他	引收用券の	収益	益	料	28,978 28,068 28,068 504 320 184 0 405 405
保	正	資	利	有	そ	その他	常味産価の他
險	味	産	價	価	そ	その他	引收用券の
引	收	用	券	の	そ	その他	常味産価の他
受	入	用	券	の	そ	その他	常味産価の他
入	配	配	券	の	そ	その他	常味産価の他
保	当	當	賣	の	そ	その他	常味産価の他
險	金	金	却	の	そ	その他	常味産価の他
料	收	益	益	の	そ	その他	常味産価の他
	益	益	他	の	そ	その他	常味産価の他
				そ	そ	そ	そ
経常	保正資利有そその他	常味産価の他	引收用券の	費	費	用	26,606 18,967 14,901 965 1,995 181 923 0 0 7,273 364 0 124 118 122
保	正	資	利	有	そ	その他	常味産価の他
險	味	産	價	価	そ	その他	引收用券の
引	支	運	券	の	そ	その他	常味産価の他
受	払	用	評	の	そ	その他	費
費	調	費	価	の	そ	その他	用
保	害	及	金	の	そ	その他	費
險	調	及	金	の	そ	その他	額
料	び	備	金	の	そ	その他	額
	集	備	繰	の	そ	その他	額
	金	金	入	の	そ	その他	額
				の	そ	その他	額
経常	保正資利有そその他	常味産価の他	引收用券の	費	費	用	2,372
保	正	資	利	有	そ	その他	常味産価の他
險	味	産	價	価	そ	その他	引收用券の
引	支	運	券	の	そ	その他	常味産価の他
受	払	用	評	の	そ	その他	費
費	調	費	価	の	そ	その他	用
保	害	及	金	の	そ	その他	費
險	調	及	金	の	そ	その他	額
料	び	備	金	の	そ	その他	額
	集	備	繰	の	そ	その他	額
	金	金	入	の	そ	その他	額
				の	そ	その他	額
経常	保正資利有そその他	常味産価の他	引收用券の	利	利	益	2,372
特別	固減特	定法上	資法價	産準	損備格變動	失分損額	203 20 161 8 8 12
損	損	の	變	備	金	額	
失	失	の	動	備	繰		
損	損	の	動	金	入		
失	失	の	動	額			
損	損	の	動				
額	額	の	動				
税金等	法人税	調整	前	当	期	純利	益
税金等	税	及	び	住	民	税	等
税金等	人	等	調	整	額		△172
税金等	人	税	等	合	計		610
税金等	期	純	利	益			1,558
親会社	株主に	帰属する	当期	純利	益		1,558

平成28年度（平成28年4月1日から）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,396	4,286	2,080	△0	10,762
当期変動額					
新株の発行	6	6			12
持分法の適用範囲の変動			△9		△9
剰余金の配当			△89		△89
親会社株主に帰属する当期純利益			1,558		1,558
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6	6	1,459	—	1,471
当期末残高	4,402	4,292	3,539	△0	12,233

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△123	△123	60	10,699
当期変動額				
新株の発行				12
持分法の適用範囲の変動				△9
剰余金の配当				△89
親会社株主に帰属する当期純利益				1,558
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22	22	87	110
当期変動額合計	22	22	87	1,581
当期末残高	△100	△100	148	12,281

連結注記表

＜金額の記載＞

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項＞

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5 社

連結子会社の名称

アニコム損害保険株式会社
アニコム パフェ株式会社
アニコム フロンティア株式会社
アニコム先進医療研究所株式会社
アニコム キャピタル株式会社

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社は、anicom（動物健康促進クラブ）であります。

非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 1 社

持分法適用会社の名称

セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社

セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社については、新たに設立したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

なお、株式会社和については重要性が増したことから、当連結会計年度の期首より持分法適用の関連会社に含めておりましたが、当連結会計年度中に全株式を売却したため、持分法適用の関連会社から除外しております。

- (2) 非連結子会社anicom（動物健康促進クラブ）については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

② その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法（ただし建物並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、販売用ソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、のれんについては、その効果が及ぶと見積もられる期間に基づく定額法によっております。

③ リース資産

当社及び連結子会社は所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒り引当金

当社及び連結子会社は債権等の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を、債権等の金額に乘じた額を引当てております。

また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しております、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 価格変動準備金

損害保険子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産（仮払金）に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

<連結貸借対照表関係>

有形固定資産の減価償却累計額	380百万円
----------------	--------

<連結損益計算書関係>

事業費の主な内訳は次のとおりであります。

給与	3,003百万円
----	----------

外注委託費	1,288百万円
-------	----------

代理店手数料等	1,995百万円
---------	----------

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

<連結株主資本等変動計算書関係>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	17,933,600	12,000	—	17,945,600
合 計	17,933,600	12,000	—	17,945,600
自己株式				
普通株式	610	—	—	610
合 計	610	—	—	610

(注) 普通株式の発行済株式数の増加12,000株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	148
	合 計	—	—	—	—	—	148

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	89百万円	5円	平成28年3月31日	平成28年6月27日
計		89百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成29年6月27日開催の第17回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

(イ) 配当の総額 89百万円

(ロ) 配当の原資 利益剰余金

(ハ) 1株当たり配当金 5円

(二) 基準日 平成29年3月31日

(ホ) 効力発生日 平成29年6月28日

<金融商品関係>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。

運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社及び連結子会社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、下記のリスクに晒されております。

①市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

②信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

アニコム損害保険株式会社におけるリスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

①市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理をしております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。

リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会において月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません
 ((注) 2. 参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	15,242	15,242	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	5,465	5,465	—
(3) 貸付金	294	335	40
(4) 未収金（貸倒引当金控除後）	1,320	1,320	—
資産計	22,323	22,364	40

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期のある預金については、個別の預金ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預資金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式については取引所の価格によっており、債券については日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格または取引金融機関から提示された価格等によっております。

また投資信託及び投資法人の投資口については、公表または資産運用会社から提示される基準価格等によっております。

(3) 貸付金

貸付金については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（連結貸借対照表計上額449百万円）

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

<1株当たりの情報>

1. 1株当たりの純資産額	676円12銭
2. 1株当たりの当期純利益金額	86円87銭
3. 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額	86円22銭

<その他の注記>

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	74
責任準備金	254
anicom（動物健康促進クラブ）税務調整額	4
未払事業税	27
賞与引当金	49
減価償却費超過額	34
支払備金	109
新株予約権	42
貸倒引当金	54
その他有価証券評価差額金	39
その他	25
繰延税金資産小計	715
評価性引当額	△118
繰延税金資産合計	597

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.9
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
住民税均等割	0.7
評価性引当金戻入	3.9
税額控除	△3.1
連結子会社との税率差異	△3.0
その他	△1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

営業費及び一般管理費の株式報酬費用 87百万円

2. ストック・オプションの内容

	アニコム ホール ディングス株式会社 第 4 回 ストック・オプション	アニコム ホール ディングス株式会社 第 5 回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 2名 当社子会社取締役 6名 当社子会社監査役 3名 当社従業員 3名 当社子会社従業員 187名 当社顧問 1名 当社子会社顧問 1名	当社取締役 2名 当社子会社取締役 8名 当社従業員 16名 当社子会社従業員 362名
株式の種類別の ストック・ オプションの 付与数（注）	普通株式 525,600株	普通株式 227,700株
付与日	平成20年8月31日	平成27年8月31日
権利確定条件	定め無し	定め無し
対象勤務期間	定め無し	定め無し
権利行使期間	平成22年9月1日から 平成30年8月30日まで	平成29年9月1日から 平成32年8月31日まで

（注）付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの数

	アニコムホールディングス株式会社 第4回 ストック・オプション	アニコムホールディングス株式会社 第5回 ストック・オプション
権利確定前(株)		
当連結会計年度首	—	218,700
付与	—	—
失効	—	26,800
権利確定	—	—
未確定残	—	191,900
権利確定後(株)		
当連結会計年度首	230,400	—
権利確定	—	—
権利行使	12,000	—
失効	3,200	—
未行使残	215,200	—

(注) 付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

(2) 単価情報

	アニコムホールディングス株式会社 第4回 ストック・オプション	アニコムホールディングス株式会社 第5回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1,000	3,392
行使時平均株価(円)	2,707	—
付与における公正な評価単価(円)	—	990

(注) 付与後に実施された株式分割を考慮した上で、権利行使価格を調整しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

平成28年度（平成29年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,393	流 動 負 債	847
現 金 及 び 預 金	793	未 払 金	115
前 払 費 用	51	リ ー ス 債 務	3
未 収 入 金	538	未 払 法 人 税 等	303
繰 延 税 金 資 産	9	預 り 金	419
固 定 資 産	8,919	賞 与 引 当 金	5
有 形 固 定 資 産	126	負 債 合 計	847
建 物	17	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	105	株 主 資 本	9,317
リ ー ス 資 産	3	資 本 金	4,402
無 形 固 定 資 産	43	資 本 剰 余 金	4,292
ソ フ ト ウ ェ ア	43	資 本 準 備 金	4,292
投 資 そ の 他 の 資 産	8,749	利 益 剰 余 金	623
投 資 有 価 証 券	113	そ の 他 利 益 剰 余 金	623
関 係 会 社 株 式	8,233	繰 越 利 益 剰 余 金	623
數 金	431	自 己 株 式	△0
繰 延 税 金 資 産	20	新 株 予 約 権	148
投 資 損 失 引 当 金	△49	純 資 産 合 計	9,466
資 産 合 計	10,313	負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,313

平成28年度（平成28年4月1日から）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
経 営 管 理 料	1,144
関 係 会 社 受 取 配 当 金	600
	1,744
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	
営 業 利 益	
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	2
そ の 他	1
	4
営 業 外 費 用	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	49
そ の 他	1
	50
経 常 利 益	
特 别 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	10
減 損 損 失	8
関 係 会 社 株 式 評 価 損	523
	542
税 引 前 当 期 純 利 益	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
法 人 税 等 合 計	△20
当 期 純 利 益	16
	137

平成28年度（平成28年4月1日から）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

資本金	株主資本				
	資本剰余金		利益剰余金		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	4,396	4,286	4,286	575	575
当期変動額					
新株の発行	6	6	6		
剰余金の配当				△89	△89
当期純利益				137	137
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6	6	6	48	48
当期末残高	4,402	4,292	4,292	623	623

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△0	9,257	60	9,317
当期変動額				
新株の発行		12		12
剰余金の配当		△89		△89
当期純利益		137		137
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			87	87
当期変動額合計	-	60	87	148
当期末残高	△0	9,317	148	9,466

個別注記表

<金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 関係会社株式 | 移動平均法に基づく原価法によっております。 |
| (2) その他有価証券
(時価のあるもの) | 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
（時価を把握することが極めて困難と認められるもの） |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法（ただし建物並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 : 6～15年
工具、器具及び備品 : 3～15年 |
| (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| (3) リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------|
| (1) 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。 |
| (2) 投資損失引当金 | 関係会社等の投資に係る損失に備えるため将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。 |

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において流動資産の「その他」に含めておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため当事業年度から独立掲記しております。

なお、前事業年度の「未収入金」は406百万円であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	108百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
(1) 短期金銭債権 (うち売掛金) (うち未収入金)	538百万円 (一百万円) (538百万円)
(2) 短期金銭債務 (うち未払金)	32百万円 (32百万円)

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高	
関係会社からの経営管理料	1,144百万円
関係会社からの受取配当金	600百万円
2. 特別損失の内訳	
固定資産除却損の内訳	
工具、器具及び備品	10百万円
	10百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 610株

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額	0百万円
未払事業税	3百万円
賞与引当金	1百万円
投資損失引当金	15百万円
関係会社評価損	163百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	197百万円
評価性引当額	△167百万円
繰延税金資産合計	29百万円
繰延税金資産の純額	29百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.9
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△120.1
住民税均等割	0.8
評価性引当金戻入	104.1
税額控除	△5.6
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.6

(注) 税務当局の指導により「anicom（動物健康促進クラブ）」を含めて法人税の申告を行っているため、上記の金額及び率は「anicom（動物健康促進クラブ）」の税務調整が含まれております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	石橋徹	なし	当社取締役 業務委託契約	業務委託 費用の支払	22	前払費用	29

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務委託契約については、一般取引と同様に決定しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	アニコム損害保険株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 3名	経営管理料 (注) 2	1,126	売掛金	—
				連結法人税	722	未収入金	373
子会社	アニコムパブリック株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 2名	経営管理料 (注) 2	9	売掛金	—
子会社	アニコムフロンティア株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 3名	経営管理料 (注) 2	0	売掛金	—
子会社	アニコム先進医療研究所株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 3名	経営管理料 (注) 2 増資の引受 (注) 3	6 200	売掛金 —	— —
子会社	アニコムキヤピタル株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務 1名	—	—	—	—
関連会社	セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社	直接 49%	役員兼務 2名	出資の引受 (注) 4	49	—	—

(注) 1. 取引金額は税抜き、期末残高は税込みで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が受託する経営指導及び業務支援内容等を勘案した上で、子会社の事業規模等により決定しております。

3. 当社がアニコム先進医療研究所株式会社の行った株主割当増資を 1 株50,000円で引き受けたものであります。

4. 当社がセルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社の設立に際し、1 株1,000,000円で出資したものであります。

<1株当たり情報に関する注記>

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 519円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 7円69銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 7円63銭 |

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

アニコム ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 會 計 士 臼 倉 健 司 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 會 計 士 石 井 広 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アニコム ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

アニコム ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 臼 倉 健 司 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 石 井 広 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アニコムホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1)取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3)財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(4)会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

アニコム ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 須田一夫 印
監査役 猪俣吉彦 印
監査役 岩本康一郎 印
監査役 須田邦之 印

(注) 監査役 猪俣吉彦、岩本康一郎、及び須田邦之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元が重要な経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務基盤の安定化、事業の拡充、業績等を勘案しながら、利益配分を行っていくことを基本方針とし、総合的に検討した結果、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりいたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額は89,724,950円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役を1名減員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、なま地兼職の状況 (重要な兼職の状況)	候補者の有する当社の株式数
1	こもり のぶあき 小 森 伸 昭 (昭和44年5月2日)	平成4年4月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社 平成12年7月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成29年3月 株式会社AHB 取締役（現任） （担当） 総括、内部監査室 （重要な兼職の状況） アニコム損害保険株式会社 代表取締役会長 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役 株式会社AHB 取締役	464,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、な地兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
2	ももせ ゆみこ 百瀬由美子 (昭和42年9月8日)	平成3年4月 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社 平成12年7月 当社入社 平成15年5月 当社 取締役 平成17年8月 当社 常務取締役（現任） (担当) 人事管理部、コンプライアンス・リスク管理部 (重要な兼職の状況) アニコム損害保険株式会社 専務取締役	202,300株
3	ひらい さとし 平井聰 (昭和38年9月4日)	昭和63年4月 オールステート自動車・火災保険株式会社（現 セゾン自動車火災保険株式会社）入社 平成19年4月 当社入社 平成19年6月 アニコム損害保険株式会社 取締役 平成27年6月 同社 常務取締役（現任） 平成28年6月 当社 取締役（現任） 平成28年6月 アニコム フロンティア株式会社 取締役（現任） (担当) 財務経理部 (重要な兼職の状況) アニコム損害保険株式会社 常務取締役 アニコム フロンティア株式会社 取締役 アニコム パフェ株式会社 取締役	6,700株
4	かめい たつひこ 亀井達彦 (昭和56年4月1日)	平成15年4月 金融庁 入庁 平成22年7月 株式会社東京証券取引所 出向 平成25年7月 金融庁 復職 平成28年1月 当社入社 平成28年4月 セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 取締役（現任） 平成28年6月 当社 取締役（現任） 平成28年6月 アニコム フロンティア株式会社 取締役（現任） (担当) 経営企画部、健康寿命延伸部 (重要な兼職の状況) アニコム フロンティア株式会社 取締役 セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 取締役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、な地兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
5	戸田 雄三 (昭和21年7月21日)	<p>昭和48年4月 富士写真フィルム株式会社入社 平成5年6月 Fuji Photo Film B.V (オランダ) 研究所長 平成20年6月 富士フィルム株式会社 取締役 平成21年6月 富士フィルムホールディングス株式会社 取締役 富士フィルム株式会社 取締役 常務執行役員 平成27年6月 富士フィルム株式会社 取締役 専務執行役員 平成28年6月 富士フィルムホールディングス株式会社 取締役・CTO (現任) 富士フィルム株式会社 取締役副社長・CTO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 富士フィルムホールディングス株式会社 取締役・CTO 富士フィルム株式会社 取締役副社長・CTO 富山化学工業株式会社 取締役 専務執行役員 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム 代表理事・会長 内閣官房 健康・医療戦略室 参与</p>	-
6	福山 登志彦 (昭和26年11月6日)	<p>昭和50年4月 日本銀行入行 平成14年7月 同行 文書局長 平成15年9月 同行 人事局長 平成16年7月 同行 総務人事局長 平成18年8月 商工組合中央金庫 理事 平成20年9月 財團法人金融情報システムセンター 理事 平成23年4月 公益財團法人金融情報システムセンター 常務理事 平成23年6月 日本証券代行株式会社 代表取締役社長 株式会社 J B I S ホールディングス 代表取締役副社長 平成24年4月 日本証券代行株式会社 会長 (現任) 平成24年6月 日本電子計算株式会社 代表取締役会長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本証券代行株式会社 会長 日本電子計算株式会社 代表取締役会長</p>	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 戸田雄三氏及び福山登志彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、本議案が承認可決され、社外取締役として選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者とした理由について
戸田雄三氏社を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり富士フィルムグループでの要職を経験されていることによって培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。福山登志彦氏を社外取締役候補者とした理由は、日本電子計算株式会社の代表取締役会長として会社経営に関与されている経験や、日本銀行の要職を歴任された経験により培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役候補者 戸田雄三氏及び福山登志彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要是次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役の猪俣吉彦氏及び岩本康一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	候補者の有する当社の株式数
1	いわもと こういちろう 岩本 康一郎 (昭和42年2月4日)	平成8年4月 弁護士登録 三好総合法律事務所 入所 平成17年4月 岩本・高久・渡辺法律事務所 開設 平成19年7月 株式会社QLC 監査役 平成20年8月 当社 監査役（現任） 平成20年8月 アニコム損害保険株式会社 監査役 平成23年2月 ライツ法律特許事務所開設 パートナー 一弁護士（現任） 平成27年7月 アニコム キャピタル株式会社 監査役（現任） (重要な兼職の状況) ライツ法律特許事務所 パートナー弁護士 アニコム キャピタル株式会社 監査役	—
2	たけみ ひろみつ 武見 浩充 (昭和27年12月16日)	昭和50年4月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行 昭和57年5月 米ロチェスター大学 経営大学院 修了 MBA 平成11年11月 米ハーバードビジネススクール AMP（上級管理職プログラム）修了 平成13年6月 設備投資研究所 副所長 就任 平成16年1月 株式会社新銀行東京 執行役 就任 平成18年10月 千葉商科大学会計ファイナンス研究科 教授 就任（分野：（経営学）コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス） 平成19年3月 千葉商科大学大学院政策研究科博士課程 修了 博士（政策研究） (重要な兼職の状況) 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授	—

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 岩本康一郎氏及び武見浩充氏は、社外監査役候補者であります。なお、本議案が承認可決され、社外監査役として選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 3. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役との責任限定契約について
 (1) 社外監査役候補者とした理由について
 岩本康一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法律に関する専門家の見識に基づき、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年10ヶ月となります。

武見浩充氏を社外監査役候補者とした理由は、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験・実績・見識を有しております、当社の監査体制に活かしていただくため監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者 岩本康一郎氏及び武見浩充氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

メモ

定時株主総会

会場ご案内

会場 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
郵便番号 160-0023
電話 03 (3362) 4792



■ 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」 1番出口 徒歩約3分

■ 都営大江戸線：「都庁前駅」 E 4 出口 徒歩7分

■ JR線・京王線・小田急線「新宿駅」 西口 徒歩約15分